公立学校の権限と生徒の表現の自由

―ティンカー判決以降の合衆国最高裁の判決の分析―

The Authority of Public Schools and Students' Freedom of Speech and Expression: Analysis of U.S. Supreme Court Precedents after the Tinker Verdict

俟 野 英 二* MATANO, Eiji

はじめに

学校におけるいじめは、1980年代前半に発見され社会問題となり¹、滋賀県大津市の中学生いじめ自殺事件を契機にいじめ防止対策推進法が2013年に制定された²。近年ではインターネットを通じて行われるいじめへの対応も課題であったことから、第2条でインターネットを通じて行われるものもいじめの定義に含められた。いじめのような生徒の問題行動に対する学校の措置は、従来生徒指導上の問題として学校に広範な裁量が認められてきた。他方、生徒の表現の自由は、生徒の人格形成に対して重要であるだけでなく、選挙年齢が18歳まで引き下げられたこともあり、民主社会の理論と実践を学ぶ上で尊重されるべきであると思われる³。しかし、生徒の表現に対する学校の制約がどこまで認められるのかについて、実務においても明確な指針となるものが未だ存在していない。そこで、本稿は、その指針を検討する際に前提となる、生徒の表現を制約する学校の裁量の是非に

^{*} 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程

¹ 森田洋司『いじめとは何か 教室の問題、社会の問題』(中央公論新社、2010年) 4頁。

² 同法の制定の背景について、小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策』(WAVE出版、2014年) 4 ~5頁参照。

³ ハーグレイブスは、この根拠として、子どもは学校で民主社会の理論と実践を学ぶこと、トマス I. エマーソンの提示する表現の自由の4つの機能(個人の自己実現、真理への到達、政策決定への参加、社会の安全弁)は生徒にも妥当するという 2 点を挙げる。See Megan D. Hargraves, Constitutional Law-First Amendment & Freedom of Speech-Students May Be Regarded as Closed-Circuit Recipients of the State's Anti Drug Message: The Supreme Court Creates a New Exception to the Tinker Student Speech Standard Morse v. Frederick, 127 S. Ct. 2618 (2007), 30 UALR L. REV. 565, 594-95 (2007-2008) (citing Thomas I. Emerson, Toward a General Theory of the First Amendment, 72 YALE L. J. 877 (1962-1963)).

ついて検討する。そのために、日本に比べてこの問題に関する裁判例が多い⁴アメリカにおける合衆国最高裁判所(以下「合衆国最高裁」という。)の判決を分析し、公立学校生徒の表現の自由に対する学校を含む州及び地方教育委員会(以下「教育委員会・学校」という。)による制約に関する司法判断を明らかにして、日本における問題の解決の手がかりとしたい。

生徒の表現の自由への学校の制約に関する合衆国最高裁判決には、ティンカー事件判決 5 、ピコ事件判決 6 、フレイザー事件判決 7 、ヘイゼルウッド事件判決 8 、モース事件判決 9 がある 10 。これらのうち、ティンカー事件判決は生徒の表現の自由を憲法に基づき明確に認めたリーディングケースと評価される 11 。それに対し、それ以降の判決は、ティンカー事件判決で確立した「実質的混乱の基準」を

⁴ 日本では、高校生が行ったインターネット上の書き込みに対して学校が長時間事情聴取し停学処分としたのち、当該高校生が自殺し、両親が設置者に国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した事件(札幌地判平成25年2月15日LEX/DB文献番号25500605)、文集を生徒に無断で修正したことが争われた事件(大阪地判平成13年7月25日LEX/DB文献番号28070970)がある。他方、アメリカでは、生徒の表現の自由が明確に認められたリーディングケースとして後述する、1969年のティンカー事件判決以降600件以上裁判が生じている。福岡久美子「サイバースペースにおける生徒の表現の自由」同志社女子大学総合文化研究所紀要31巻(2014年)16頁、25頁(citing Aaron J. Hersh, Rehabilitating Tinker: A Modest Proposal to Protect Public-school Students' First Amendment Free Expression Rights in the Digital Age, 98 IOWA L. REV., 1309, 1326 (2013).) 参照。

⁵ Tinker v. Des Moines Indep. Cmty. Sch. Dist., 393 U.S. 503(1969).

⁶ Bd. of Educ. v. Pico, 457 U.S. 853 (1982).

⁷ Bethel Sch. Dist. No. 403 v. Fraser, 478 U.S. 675 (1986).

⁸ Hazelwood Sch. Dist. v. Kuhlmeier, 484 U.S. 260 (1988).なお、THE BLUBOOKのルールに従い、以降の引用は Kuhlmeierを当事者名として事件名を省略するが、本文中は「ヘイゼルウッド事件」の通称を使用する。

Morse v. Frederick, 551 U.S. 393 (2007).

¹⁰ ティンカー事件判決に先行してバーネット事件判決(W. Va. State Bd. of Educ. v. Barnett, 319 U.S. 624 (1943)) (生徒に国旗敬礼を強要することが修正第1条に基づき許されないとされた事案)があるが、原理論が公共全体を視野に入れて展開されていないこと、またこの問題に関して違憲審査基準を定式化していないことから、本稿の分析対象から除外する。世取山洋介「アメリカ公立学校と市民的自由」『教育法学と子どもの人権』市川須美子、安達和志、青木宏治編(1998年・三省堂)125頁、129頁参照。

See e.g., Mark Yudof, Symposium: Twenty-Five Years After Tinker: Balancing Students' Rights: Tinker Tailored: Good Faith, Civility, and Student Expression, 69 St. Johns L. Rev. 365 (1995); Hargraves, supra note 2, at 565, 594-95; Erwin Chemerinsky, Students Do Leave Their First Amendment Right at Scoolhouse Gates: What's Left of Tinker?, 48 Drake L. Rev. 527(1999-2000).

適用しないでティンカー事件判決の例外を繰り返していると評価されている12.13。

アメリカでは教育委員会・学校に自主自律権が与えられているのであるが、そのような組織について、日本では、裁判実務において部分社会論が展開されてきた。その判断基準を示した富山大学単位不認定等違法確認請求事件判決¹⁴では、国立大学の裁量権について「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものである」と判示されている。合衆国最高裁判例の中にも、この部分社会論¹⁵に類するものが見出せるであろうか。あるいはさらに踏み込んだ判断が行われているのであろうか¹⁶? 本稿は、このような関心も保持しつつ、生徒の表現を制約する教育委員会・学校の裁量に対する合衆国最高裁の考え方を明らかにし、上述の合衆国最高裁各判決の射程及び関係性の再評価を目指すこととする。

1. 学校における生徒の表現の制約根拠

まず、生徒として学校に通う子どもに学校外と同様に表現の自由が憲法上保障されるのか、そして、生徒の表現の自由に対して教育委員会・学校にはどのような権限が与えられているのか、また、 生徒の表現を制約する根拠をどこに求めているのかを概観する。

第1に、子どもの人権と生徒の人権について述べる。一般に、子どもは当然に人権享有主体であ

¹² 合衆国最高裁はティンカー事件判決から不幸な撤退を続けていると評される。See Supreme court, 1987 Term, 102 Harv. L. Rev. 143, 276 (1988). なお、チェメリンスキーは、ティンカー事件判決が示した言論保護モデルの3点(生徒の表現の自由の保障の重視、学校の処罰の正当化に実質的混乱の証明の要請、生徒の表現の自由を擁護する裁判所の役割の肯定)が、フレイザー事件及びヘイゼルウッド事件判決では欠け、裁判上の差異モデルに変わって、ブラック裁判官のアプローチが採用されていると指摘する。See Chemerinsky, id. at 527, 542-43. 世取山洋介は、これらの判決には教育観の違いが判決の背景にあると分析する。世取山洋介「アメリカ公立学校と市民的自由――公民教育法における修正第1条法理の展開」市川須美子ほか編『教育法学と子どもの人権』(三省堂、1998年)125頁参照。See Chemerinsky, id. at.542-43. また、青野篤は価値の教え込みの視点から分析を行っている。青野篤「アメリカ公教育における価値の教え込みと生徒の修正一条の権利(一)・(二・完)」大阪市立大学法学雑誌51巻1号22頁、51巻2号135頁(2004年)参照。なお、判例を広く紹介しているものに、松井茂記『外国法入門双書 アメリカ憲法入門 第7版』(有斐閣、2012年)225頁がある。

¹³ モース事件判決を受けて生徒の表現の自由の法理を明確化するための具体的枠組みを検討する研究が行われている。See e.g., Erwin Chemerinsky, Teaching yhat Speech Matters: A Framwork for Analyzing Speech Issues in Schools, 42 U.C. DAVIS L. REV. 825 (2008-2009); Melinda Cupps Dicker, The Morse Quartet: Student Speech, and the First Amendment, 53 LOY, L. REV, 355 (2007).

¹⁴ 最三小判昭和52年3月15日民集31卷2号234頁。

¹⁵ いじめと学校の責任について考察した中富公一は、部分社会論を踏まえた上で、学校の責任への司法審査の可能性に論究する。中富公一『自信をもっていじめにNOと言うための本』(日本評論社、2015年)173頁以下、244頁以下参照。

¹⁶ アメリカでは、本稿の問題を修正第1条及び修正第14条の憲法問題として裁判所は扱っているが、宍戸常寿は、日本ではエホバの証人剣道実技拒否事件(最二小判平成8年3月8日民集50巻3号469頁)のように「人権条項なき憲法訴訟」として行政裁量の踰越・濫用の枠組みで事案を処理した判例の傾向を指摘し、ドイツ由来の裁量論とアメリカ由来の違憲審査基準との整合性の困難さを指摘する。宍戸常寿「裁量論と人権論」公法研究第71号(2009年)100頁参照。

ると認められるが、その未成熟さ、あるいは心身の発達の不十分さゆえに成人とは異なった制約を受けることが正当化される場合がある。しかしながら、すべての権利がかかる制約に服するわけではなく、権利の性格による区分が必要とされる。表現の自由も大人と同等の保障を受けない権利に含まれる¹⁷。しかし、子どもはその未成熟さ等から大人と同等の保障を受けないとしても、学校は生徒が多感なそして人間形成において重要な時期を長時間過ごす場であるので、表現の自由が保障されることは生徒にとって重要な意味をもっている¹⁸。

第2に、州の教育権限について述べる。生徒の権利の制約の問題を考える際には、親の権利そして国家の権限も問題となるため、生徒(子ども)、親、国家の三者の権利義務関係を検討する必要がある¹⁹。また、アメリカにおいては、公教育の管轄について連邦と州との関係に留意が必要である。すなわち、米国では、連邦憲法が公教育の整備について連邦議会に権限を付与していないことから、修正第10条の規定によって公教育の法的管理は州の主権の1つとされ、州及び学校管理者に「学校における行為を規律し管理する」包括的な権限が認められている。そして、伝統的に州の管理権限は、公立学校を実際に管理・運営する各州の地方教育委員会に委譲され、地方教育委員会がカリキュラムの決定、規則の制定など学校運営上の日々の活動に関する決定を行っている。そして、地方教育委員会は、裁量的責務(判断を含む)を行う権限を認められ、校長や教師は法や教育委員会の規則に反しない範囲で準則及び規則を定めることができる²⁰。

第3に、学校における生徒の人権の制約根拠について述べる。前述の州の権限に基づき州が教育

¹⁷ 米沢広一「未成年者と人権」高橋和之・大石眞編『憲法の争点』(有斐閣、2008年)66頁参照。合衆国最高 裁は、17歳未満の子どもに対する性描写のある出版物の頒布を禁じた二一ヨーク州法が問題となった事案に おいて、大人にとってわいせつ物にあたらず表現の自由の保障の範囲内にあっても、子どもにはその出版が 禁じられる (いわゆる可変的わいせつ概念)とし、子どもと大人で表現の自由を享受する範囲がことなることを明らかにした。See Ginsberg v. New York, 390 U.S. 629 (1968). なお、子どもの人権の制約原理について は、佐藤幸治「子どもの『人権』とは」自由と正義38巻6号 (1987年)10頁が、内在的制約、外在的制約に 加え、パターナリズムに基づく制約の範疇を提示し、「妥当する根拠と範囲を明確にすることが必要というべきではなかろうか」と主張している。

 ¹⁸ 井上徹也は、ジョン H.ガーヴィーを引用して、言論の自由の「手段的意義」の理論から生徒の表現の自由の 重要性を考察している。井上徹也「学校における子どもの表現の自由――アメリカ合衆国最高裁判所の判例 をめぐって―― (二・完)」同志社法学53巻1号43~49頁(2001年)参照。See Garvey, Freedom and Choice in Constitutional Law, 94 HARV. L. REV. 1756, 1768-69 (1981).

¹⁹ 米沢・前掲注(17)67頁、片山等「アメリカ連邦最高裁判所例における子どもの人権の概況」自由と正義38 巻6号71頁参照。本稿では、子どもと両親の利益が一致しているので省略する。

²⁰ マーサ・M.マッカーシー/ネルダ・H.キャンプロン=マカベ(平原春好・青木宏冶訳)『アメリカ教育法――教師と生徒の権利――」(三省堂、1991年)11頁参照。See Tinker, 393 U.S. at 507.合衆国最高裁もエパーソン事件判決(州立学校におけるダーウィンの進化論の授業を禁止する州法の修正第1条(修正第14条を介して)違反が争われた事案)において、「わが国の公教育は、全般的に州と地方の当局の管理に委ねられている。学校教育制度の日常の運営において生じ、直接的かつはっきりと基本的な憲法上の価値に関係するのではない争いの解釈に裁判所は干渉しないし、することはできない」と述べた。See Epperson v. Arkan., 393 U.S.97.104 (1968).

制度を設けると、州内の子どもは就学する権利を主張できるだけでなく、州は就学を命じ、教育課程の編成を特定することができる²¹。この教育に関する一般的福祉を保障する州の利益と憲法で保護された生徒の人権とが衝突し、訴訟となる²²。学校の生徒であるがゆえの権利の制約根拠は、学校が心身の発達に応じた普通教育を施す場であり、心身とも未成熟な生徒が所定の時間学校に留まることを義務づけられていることから、①本人及び他の生徒の普通教育の習得、②他の生徒の消極的自由(たとえば、特定の思想にさらされることを「強制」されない自由)の保護に求められる²³。

2. 生徒の表現に対する教育委員会・学校の権限に関する合衆国最高裁の考え方

アメリカにおける州の教育権限に関する訴訟は、人種隔離政策に関する1954年のブラウン対トペカ事件判決²⁴を契機に訴訟件数が増加したのみならず、人種による隔離の撤廃をはじめ生徒の表現の自由、義務就学と命令的教育課程編成、生徒の懲戒を含む教育行政など、あらゆる分野に関して連邦裁判所に提起されるようになった。その結果、個人的権利が保障されるとともに、教育の場における政府の権限が明確にされてきた²⁵。とはいえ、ロドリゲス事件判決において合衆国最高裁は、「教育政策上長年継続している困難な問題」がある状況では、紛争が立法及び行政の場で解決できる場合には、学校に関する紛争に裁判所は介入しない²⁶と、司法判断の限界について述べている。

2. 1. 教育委員会・学校の裁量に関する合衆国最高裁の基本的立場

本章では、生徒の表現に対する教育委員会・学校の制約行為に関して合衆国最高裁がいかなる判断基準をどのような理由で採用しているかを分析する。そのために、生徒の表現を制約する教育委員会・学校の決定に関して合衆国最高裁が初めて生徒の人権享有主体性を認めた上で、制約の合憲性を判断したとされるティンカー事件判決以降の判決に対象を絞って分析を行うこととする。まず、事件の概要及び法廷意見を概観する。

²¹ カリキュラムを規定することに関しては、メイヤー事件判決などがある。See e.g., Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390, 402 (1923); Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510, 534 (1925).

²² マッカーシー・キャブロン=マカベ・前掲注(20)32頁参照。

²³ 米沢広ー『子ども・家族・憲法』(有斐閣、1992年) 252頁参照。さらに、米沢広一は、この2つに加えて「民主制を担う市民の育成」も根拠たりうるのか議論があることを紹介する。米沢広一『憲法と教育一五講〔第3版〕』(北樹出版、2011年) 32~33頁参照。ティンカー事件判決において合憲性判断基準を導き出す根拠も同様の根拠を示している。See Tinker, 393 U.S. at 512-13.

²⁴ 学校教育における人種隔離政策の撤廃に関する事案。See Brown v. Bd. of Educ. of Topeka,347 U.S. 483 (1954).

で マッカーシー・キャブロン=マカベ・前掲注(20)29頁参照。

²⁶ すべての州において、行政上の不服申立てにより救済が得られない場合に訴訟を提起できる制度となっているが、ロドリゲス事件判決は、永年争われてきた教育政策上の難しい紛争については、「特別な知識と経験を欠く」ことを理由に「州及び地方レベルで熟慮された判断」に介入することを否定した。See San Antonio Indep. Sch. Dist. v. Rodriguez, 411 U.S. 1, 42 (1973). なお、マッカーシー・キャブロン=マカベ・前掲注(20)28頁参照。

2. 1. 1. ティンカー事件27

事件の概要

ティンカー兄妹等は、ベトナム戦争の反対等の意思を表明するために黒い腕章を着用すること等を両親と相談の上決めた。計画どおり黒い腕章を着用して登校したことが、学区校長会の決定した方針に反し停学となった。ティンカー等は、学校職員及び学区の校長会のメンバーに懲戒の差止め命令及び名目的損害賠償を求めて訴訟を提起した。連邦地方裁判所は、学校当局が学校の規律の混乱を防止することは合理的であるとして、学校の行為の合憲性を認めて訴えを棄却した²⁸。控訴裁判所は、同数で分れたため意見を付さずに地方裁判所の判決を支持した²⁹。

判旨

法廷意見をフォータス裁判官が執筆(ウォーレン、ダグラス、ブレナン、スチュワート、ホワイト、マーシャル裁判官同調)し、ブラック、ハーラン裁判官が反対意見を述べた³⁰。

合衆国最高裁は、連邦控訴裁判所の判決を破棄し、差し戻した。

まず、合衆国最高裁は、生徒は学校内でも「憲法の下で『人』」であるとし、生徒の人権享有主体性を認めた³¹。さらに、学校環境の特性に照らして「生徒に修正第1条の権利が適用され³²」、生徒は表現の自由を「校門で放棄するとはとても論じ難い³³」と述べて、学校内でも生徒に憲法上保障されることを認めた。他方、以前から、憲法の基本的な人権保障の条項と矛盾しない範囲で、学校内の行為を指導及び管理するための包括的な権限の必要性を州及び学校職員に認めてきた³⁴。したがって、本件は「修正第1条の権利を行使している生徒が、学校当局の規則と衝突する領域³⁵」の中に争点があると、問題を位置付けた。そしてバーネット事件判決を引用して、州(この判決の訴訟当事者は教育委員会ではない)は、重要で、デリケートで高度な裁量を有するが、それは修正第14条によって人権を制約しない範囲内に限定されると述べた³⁶。

次に、これらの判例法理の射程は、授業等予め設定された中で行われる討論に限定されないとされた。すなわち、学校が供用されることによる主な効用の1つは、学校内の活動における生徒間の個人的相互交流であり、それは教育課程の重要な部分でもある³⁷と述べる。とはいえ、「物理的に

²⁷ Tinker, 393 U.S. 503.

²⁸ 258 F.Supp. 971 (1966).

²⁹ 383 F.2d 988 (1967).

³⁰ Tinker, 393 U.S. at 503, 505-14.

³¹ *Id.*, at 511.

³² *Id.*, at 506.

³³ Id. .

³⁴ *Id.*, at 507.

³⁵ *Id.*, at 509.

³⁶ *Id.*, at 507.

³⁷ *Id.*, at 512-13.

授業を混乱させ若しくは実質的な無秩序を伴う又は他人の権利の侵害を伴う」生徒の言論は、憲法 により保護されない³⁸と、合憲性審査基準を述べた。

結局、「実質的混乱又は学校活動への物理的な妨害を合理的に予見させる事実が学校当局によって全く証明されず、そして学校構内で実際に妨害や無秩序は生じなかった」ことから、州の職員が彼らの表現の形態を否定することは違憲であると判示した³⁹。

2. 1. 2. ピコ事件40

事件の概要

ニューヨーク州のアイランド・ツリーズ組合第26自由学区の教育委員会は、保守的な組織である PONYU(ニューヨーク保護者連合)から好ましくない書籍のリストを入手し、それに掲載されていた蔵書を高校及び中学校の学校図書館から除去するよう非公式の命令を発した。その後、教育委員会は、リストに挙げられた書籍を保持すべきかについて「書籍審査委員会」に諮問し、最終報告を得た。ところが、教育委員会は、それを事実上拒絶する決定をした。スティーブン・ピコ等学区内の中学、高校の生徒は、教育委員会の社会的・政治的傾向に基づく行為によって修正第1条の権利が侵害されたと主張して、教育委員会の当該行為の違憲の宣言並びに学校図書館から除去した蔵書の復帰及び学校の教育課程中での当該蔵書の使用禁止に対する予備的及び永久的差し止め命令による救済を求めて訴訟を提起した⁴¹。

連邦地方裁判所は、当該書籍の除去は修正第1条の権利について明確かつ直接的な侵害を構成しないと判示して、教育委員会に勝訴の判決を下した⁴²。これに対し、連邦控訴裁判所は、教育委員会の委員が政治的な動機で当該蔵書を除去したかどうか及びそれらの蔵書に含まれる思想を理由として当該蔵書が除去されたかどうか、という重要事実に関する争点が存在するとして、一審判決を破棄し、ピコ等の主張について審理するために事件を差し戻した⁴³。

判旨

相対多数意見をブレナン裁判官が執筆(マーシャル、スティーヴンズ裁判官(下級審の判旨を除くすべてに同調)、ブラックマン裁判官(司法審査に関する判旨部分を除くすべてに同調))し、ブラックマン裁判官は一部同意意見を、ホワイト裁判官は結論のみに同意した意見を、バーガ首席裁判官(パウエル、レーンクイスト及びオコナ裁判官同調)、パウエル、レーンクイスト(バーガ首席裁判官、パウエル裁判官同調)、オコナ裁判官は反対意見を述べた。

³⁸ *Id.*, at 513.

³⁹ *Id.*, at 514.

⁴⁰ Pico. 457 U.S. 853.

⁴¹ Pico, 457 U.S. at 856-59.

⁴² Pico v. Bd. of Educ., 474 F. Supp. 387 (E.D.N.Y. 1979).

⁴³ Pico v. Bd. of Educ., 8 F. 2 d. 404 (2 d Cir. 1980).

合衆国最高裁は、連邦控訴裁判所の判決を維持した。

学校図書館の蔵書の除去は、地方教育委員会の裁量に修正第1条が制限を課すかの問題ではなく、与えられた裁量を逸脱したかの問題である⁴⁴。地方教育委員会は、学校業務の処理において広範な裁量を有する一方、生徒も「言論ないし表現の自由の憲法上の権利を校門で放棄するとは言い難い」。それゆえに、地方教育委員会は修正第1条の制限の範囲内で与えられた権限を逸脱しないようその裁量を行使しなければならない⁴⁵。その裁量権の行使について、裁判所は「基本的な憲法上の価値」がその紛争と「直接的かつはっきりと関係する」のでなければ、「学校制度の日常の運営において生ずる紛争の解決に干渉」するべきではない。しかし、学校図書館の蔵書の除去は、生徒の修正第1条の権利、すなわち、情報と思想を受け取る権利に直接的にかつはっきりと関係するので、司法審査に服すべきである。

生徒にも情報と思想を受け取る権利を享受することが認められるが、生徒に与えられる修正第1条の権利は、常に学校環境の特性に照らして適用されなければならない。学校図書館は、「生徒が常に自由に質問をし、勉強し、評価し、新たな成熟性と理解力を獲得できる状態にあらねばならない」という自由が保障される主要な場所であり、その環境の特性により生徒の修正第1条の権利が特に適切に保障される。教育委員会は共同体の価値を教え込む義務を強調して絶対的な裁量を主張するが、教室という強制的な環境を超えて、学校図書館及びそこで最も尊重される自発的な調べ学習の体制にまで及ぶとは主張しえない46。

さらに、教育委員会は「学校図書館の内容を決定する相当の裁量を正当に有するが、その裁量は 党派的ないし政治的に偏狭な方法で行使されてはならない。われわれの憲法は、公務員による思想 の抑圧を許さない。それ故に、教育委員会による学校図書館の蔵書の除去が、ピコ等に対する修正 第1条の権利を侵害したかは、教育委員会の行為の背後にある動機付けにより判断する⁴⁷。そして、 連邦地方裁判所の事実認定には、学校図書館の蔵書の除去は教育委員会の正当な憲法上の関心に基 づいていたとあるが、ただ真に重要な問題はなにも無かったと言わざるを得ない、と判示した⁴⁸。

2. 1. 3. フレイザー事件49

事件の概要

ベセル高校に在籍するフレイザーは、生徒会役員選挙のための学校主催の学校内集会で、事前に 教師から警告を受けていたにもかかわらず、仲間の応援演説において露骨で性的な隠喩の言葉を使

⁴⁴ Pico, 457 U.S. at 861-63 (plurality opinion).

⁴⁵ Id., at 863-66 (plurality opinion).

⁴⁶ *Id.*, at 866-69 (plurality opinion).

⁴⁷ Id., at 869-71 (plurality opinion).

⁴⁸ Id., at 875 (plurality opinion).

⁴⁹ Fraser, 478 U.S. 675.

用した。そのため、彼は、ベセル高校懲戒規則における「猥褻、不敬な言葉及びしぐさの使用を含む、物理的かつ実質的に教育課程を妨害する行為を禁止する」規定違反を理由に結果的に2日間の停学とされ、3日目に復学を許された。フレイザーと彼の父親は、修正第1条の言論の自由の権利侵害を主張し、また差止命令による救済及び損害賠償を求めて提訴した⁵⁰。連邦地方裁判所は、彼に勝訴の判決を下し⁵¹、連邦控訴裁判所は原審判決を維持した⁵²。

判旨

法廷意見をバーガ主席裁判官が執筆(ホワイト、パウエル、レーンクイスト及びオコナ裁判官が 同調)、ブレナン裁判官及びブラックマン裁判官は同意意見を述べた。マーシャル、スティーヴン ズ裁判官は反対意見を述べた。

合衆国最高裁は、連邦控訴裁判所の判決を破棄した。

公教育の目的は、「共和国の市民となるよう生徒を教育」することであり、そこでは「幸福に繋がる価値自体として、また国家及びコミュニティの実践に不可欠なものとして礼儀の態度及びマナーを教え込まねばならない 53 」。そして T.L.O. 事件判決を引用して、発言者が考えた政治的意見について表明する「公立学校の生徒の憲法上の権利は、異なる状況において大人の権利と同一の範囲ではない」と述べた。学校を含む州が一定の表現様式を不適切で制裁の対象とすると主張することを、憲法は禁止してはいない 54 。授業又は学校集会においてはどのような態度が不適当かを決定することは、教育委員会の責任である 55 。

フレイザーが行ったような下品でわいせつな言葉や態度を使用した演説を許すと学校の基本的な教育的使命の基礎を蝕むのでそれを制約する必要があると、学校職員が判断することは、修正第 1 条に反しない 56 。したがって、内容に触れないで下品でわいせつな言葉や態度の使用が学校教育の「基本的価値」に反していると教えるために、学校が生徒を懲戒することは正当であると判示した 57 。

2. 1. 4. ヘイゼルウッド事件58

事件の概要

ヘイゼルウッド学区のヘイゼルウッド・イースト高校ではジャーナリズムの授業の一環で学校新

⁵⁰ *Id.*, at 677-79.

⁵¹ 755 F.2d 1356 (1985).

⁵² 474 U.S. 814 (1985).

⁵³ Fraser, 478 U.S. at 682.

⁵⁴ *Id.*, at 683.

⁵⁵ Id. .

⁵⁶ *Id.*.

⁵⁷ Id., at 685-86.

⁵⁸ Kuhlmeier , 484 U.S. 260.

聞を作成していた 59 。生徒が作成した新聞記事のうち同校の女生徒の妊娠体験及び両親の離婚が子どもに与える衝撃の2つの記事を校長が不適切であると判断し、生徒に無断でその記事を含む2ページを削除した 60 。その新聞の編集担当者であったクールマイヤー等の生徒は、教職員の行為が修正第1条に基づく生徒の権利を侵害したと主張して、教職員及び学区に対して差止め命令及び損害賠償を求めて訴訟を提起した 61 。連邦地方裁判所は、クールマイヤー等に敗訴の判決を下したが 62 、控訴裁判所は原審を破棄した 63 。

判旨

法廷意見をホワイト裁判官が執筆(レーンクイスト首席裁判官、スティーヴンズ、オコナ、スカリア裁判官同調)し、ブレナン裁判官が反対意見(マーシャル、ブラックマン裁判官同調)を述べた。

合衆国最高裁は、校長の行為は不合理ではないと判示し、連邦控訴裁判所の判決を破棄した⁶⁴。

ティンカー事件判決及びフレイザー事件判決の判例法理から、政府が学校外で同様の言論を検閲できない場合でも、基本的な教育的使命に一致しない生徒の言論に学校が寛容である必要はなく、授業又は学校集会での発言の仕方が不適当であるか否かは教育委員会の適正な決定による⁶⁵。

本件の問題はティンカー事件と異なる⁶⁶。生徒の表現を普及するために学校が名前及び資材を貸す場合にティンカー基準が判定基準である必要はない⁶⁷。教育者の行為が「正当な教育的関心に合理的に関連する」限り、学校主催の表現活動における生徒の言論の形式や内容に対する編集上の規制の行使は、修正第1条に反せず、権利侵害は存在しない⁶⁸、と判示した⁶⁹。

2. 1. 5. モース事件⁷⁰

事件の概要

ジュノー・ダグラス高校のデボラ・モース校長は、オリンピックの聖火リレーが高校の前を通過するので、学校公認の社会的行事又は遠足として職員及び生徒にその見学を許可した⁷¹。聖火ラン

⁵⁹ *Id.*, at 262.

⁶⁰ *Id.*, at 262-64.

⁶¹ Id., at 262.

⁶² Kuhlmeier v. Hazelwood Sch. Dist., 607 F. Supp. 1450 (E. D. Mo. 1985).

⁶³ Kuhlmeier v. Hazelwood Sch. Dist., 795 F. 2 d. 1368 (8 th Cir. 1968).

⁶⁴ *Id.*, at 276.

⁶⁵ *Id.*, at 266-67.

⁶⁶ Id., at 271.

⁶⁷ Id., at 272-73.

⁶⁸ Id., at 273, 276.

⁶⁹ *Id.*, at 276.

⁷⁰ Morse, 551 U.S. 393.

⁷¹ *Id.*, at 397.

ナーとテレビカメラがそばを通過したときに、同校生徒のフレデリックと友人たちは、"BONG HiTs 4 JESUS⁷²"と違法薬物の使用を唱導すると解釈できる文字を書いた横断幕を広げた⁷³。校長は、その横断幕が教育委員会の方針に違反すると考え、彼らに横断幕を降ろすよう命じたが⁷⁴、フレデリックが指示に従わなかったので横断幕を没収し、彼を10日間の停学とした⁷⁵。彼は、学区の教育長⁷⁶、学区教育委員会に抗議したが、期間が短縮されただけだった⁷⁷。そこで、フレデリックは、教育委員会及び校長が彼の修正第1条の権利を侵害したとして、宣言判決、停学処分の差止め、名目的損害賠償及び弁護士費用を求めて連邦地方裁判所に提訴した⁷⁸。薬物賛成の横断幕の没収及び生徒の停学は修正第1条に違反しないとして、連邦地方裁判所は、校長及び教育委員会に勝訴の判決を下した⁷⁹。これに対して、彼の言論が実質的混乱のリスクを上昇させる証拠が無いにもかかわらず学校職員が生徒を罰したのは修正第1条違反であると、連邦控訴裁判所は判示した⁸⁰。

判旨

法廷意見をロバーツ首席裁判官が執筆(スカリア、ケネディ及びアリト裁判官が同調)し、トマスが同意意見、またアリト裁判官も同意意見(ケネディ裁判官が同調)を述べた。ブライヤー裁判官は判決に一部同意一部反対の意見を述べ、スティーヴンズ裁判官は反対意見(スータ及びギンズバーグ裁判官が同調)を述べた。

合衆国最高裁は、連邦控訴裁判所の判決を破棄し、差し戻した⁸¹。

言葉が違法薬物の使用を唱導すると合理的に解釈できる場合には、学校行事中の生徒の言論を校長は、修正第 1 条に抵触せずに制限できる 82 。過去の合衆国最高裁各判決は先例として機能しない 83 。フレイザー事件判決で述べられたように「ティンカー事件判決の準則だけが生徒の言論を制約するための根拠であるわけではない 84 」。

「学校環境の特性」及び生徒の薬物乱用の防止の政府の利益により、学校には違法薬物の使用を 唱導すると合理的に解釈できるような言論を制約することが認められ、修正第1条は学校にかかる

⁷² 直訳すると「イエスのために水パイプでマリファナを一服」と解釈できる。法廷意見は前 2 語から「マリファナを吸おう」あるいは「マリファナを吸うことは良いことである」の二通りの解釈が可能だと判断した。

⁷³ Morse, 551 U.S. at 398.

 $^{^{74}}$ Id. .

⁷⁵ Id. .

⁷⁶ *Id.* .

⁷⁷ *Id.*, at 399.

⁷⁸ *Id.* .

⁷⁹ *Id*. .

⁸⁰ Id. .

⁸¹ *Id.*, at 410.

⁸² *Id.*, at 403.

⁸³ *Id.*, at 405.

⁸⁴ Id., at 406.

表現に寛容であることを求めない、と判示した85。

2. 2. 教育委員会・学校の裁量に対する司法審査の視点からのアプローチ

2. 2. 1. アプローチの視点

ここでは、合衆国最高裁の判決の理解を深めるため、合衆国最高裁の各判決に添えられた各裁判官の個別意見から教育委員会・学校の裁量に対する司法審査の論理を抽出する。そして、ロバーツ裁判官の「ティンカー事件判決の準則だけが生徒の言論を制約するための根拠であるわけではない⁸⁶」との言説を参考に、個別意見及び上記で概観した法廷意見を、ティンカー事件判決の射程を限定しない見解、反対にその判決を否定する見解及びその判決の射程を限定する見解に分類し、各見解の論理を比較検討してそれぞれの見解の特徴を明らかにする。

2. 2. 2. ティンカー事件判決法廷意見における裁量に対する司法判断の論理構造

ティンカー事件判決におけるフォータス裁判官の法廷意見は、バーネット事件判決を引用して、 州は重要でデリケートで高度な裁量を有するとしながらも、修正第14条により憲法上保障された人 権を侵害しない範囲にその裁量を限定した⁸⁷。教育委員会・学校に裁量を認めるものの、「学校環境 の特性」に照らして修正第1条の権利が生徒に学校内でも適用されるとした上で、その調整問題と して捉えた。そして、学校内での生徒の表現行為についての調整基準を、「物理的に授業を混乱さ せ若しくは実質的な無秩序を伴うか、又は他人の権利の侵害を伴うか⁸⁸」どうかに求めた。

2. 2. 3. ティンカー事件判決の射程を限定しない見解

まず、上記のティンカー事件判決におけるフォータス裁判官の法廷意見がここに分類される⁸⁹。 次に、ブレナン裁判官は、フレイザー事件判決の同意意見において生徒の表現の自由を重視し、こ

⁸⁵ *Id.*, at 408-10.

⁸⁶ Id.. なお、チェメリンスキーも、フレイザー事件判決及びヘイゼルウッド事件判決が、言論保護モデルの3点(生徒の表現の自由の保障の重視、学校の処罰の正当化に実質的混乱の証明の要請、生徒の表現の自由を擁護する裁判所の役割の肯定)を欠き、裁判上の差異モデルに変わっていると評価する。さらに、ブラック裁判官のアプローチが採用されていると指摘している。See Chemerinsky, supra note 11, at 527.

⁸⁷ Tinker, 393 U.S. at 507.

⁸⁸ Id., at 513.なお、前段部分は、実質的混乱の基準と呼び、実質的混乱の基準及び他人の人権侵害の合理的予見可能なことまでを含めてティンカー基準と呼ぶ。また。ロバーツ裁判官は、生徒の教育課程外における個人的政治的な表現に対する学校の制約に対する実質的混乱及び人権侵害の合理的可能性による審査をティンカー事件判決の準則と呼んでいる。

⁸⁹ *Tinker*, 393 U.S. at 507.なお、デンノはティンカー事件判決法廷意見を子どもに市民的な権利の主体を認め、自身が市民的な権利を主張することを承認したと評している。*See* Theodore F. Denno, *Mary Beth Tinker Takes the Constitution to School*, 38 FORDHAM L. REV. 35, 35-36 (1969).

の事案を教育及び市民的対話を維持する学校の利益と、生徒の表現の自由との調整の問題とした⁵⁰。そして、フレイザー事件は「単に不快なだけの表現」ではなく、記録から学校集会における実質的 混乱が認められるため、ティンカー事件判決を忠実に適用して、法廷意見と同じ結論を導いた⁹¹。他方、ヘイゼルウッド事件判決について、州及び地方教育委員会に学校制度の日常の運営の権限を 留保することは認めるが、その決定が憲法と衝突する場合には積極的に介入するべきであり、さら に、校長の証言どおり記事の内容が特に配慮を要するものであるならば、その正当性はティンカー 基準を適用して導くべきであったという理由から、反対意見にまわった。最後に、マーシャル裁判 官は、フレイザー事件判決の反対意見においてブレナン裁判官の提示した法理を支持しつつ、「学校の教育的使命」に反する生徒の表現行為を学校が制約する場合、学校側に実質的混乱の立証を求めた。この見解によると、本来原告たる生徒側が負担する立証責任が学校側に転換され、生徒の表現の自由が厚く保護されることになる。そして、生徒が教育課程を混乱させたことを学校が立証していないとの理由で法廷意見と異なる結論を導いた⁹²。

以上のようにティンカー事件判決の射程を限定しない考え方は、学校内において修正第1条で保護される生徒の表現が学校の制約を受ける場合、その制約について教育委員会・学校に権限が認められる領域であっても司法判断が及ぶとし、その上で、生徒の表現が実質的混乱の基準に該当しない場合は、教育委員会・学校の制約を違憲とするものである。

2. 2. 4. ティンカー事件判決を否定する見解

第1に、ティンカー事件判決においてブラック裁判官は、生徒にどこまで自由な表現を認めるかの決定権限を州に与えるべきであり、表現の自由が生徒にどこまで認められるかは、州の裁量であると反対意見を述べた⁹³。この見解は裁判所が伝統的にとってきた立場である。ブラック裁判官の見解によると、州及び地方教育委員会の独立性、自律性を認め、学校内の生徒の表現に関わる紛争はすべて連邦裁判所の対象外となる。第2に、ティンカー事件判決におけるハーラン裁判官の反対意見は、学校内の秩序維持のために教育委員会・学校に包括的な裁量を与えるが、当該規制が正当な学校の関心に基づいていないとの反論を認めるとする⁹⁴。ハーラン裁判官の見解によると、連邦憲法に基づく司法審査の余地が残されるが、主張を行う生徒側に立証責任があることになる。第3に、モース事件判決のトマス裁判官の同意意見は、親代わりの法理によって学校の秩序維持の権利が根拠づけられ、公立学校生徒に憲法上の権利は付与されないとする。したがって、ティンカー事

 $^{^{90}}$ $\,$ Fraser, 478 U.S. at 687-90 (Brennan, J., concurring in the judgment) .

 $^{^{92}}$ $\,$ Fraser, 478 U.S. at 690 (Marshall, J., dissenting) .

⁹³ Tinker, 393 U.S. at 515-26 (Black, J., dissenting).

⁹⁴ Id., at 526 (Harlan, J., dissenting).

件判決は伝統的に認められてきた範囲を越え、生徒の言論の自由を拡張して定立した基準は憲法上の根拠を欠くと主張する。さらに、フレイザー事件判決をティンカー事件判決の部分的な破棄の前兆とし、ヘイゼルウッド事件判決を明白にティンカー基準の適用を拒絶したとものと評価する⁹⁵。

以上のようにティンカー事件判決を否定する見解は、学校内において生徒の表現の自由と学校の 運営・管理権限に基づく裁量が衝突する場合に、教育委員会・学校の裁量を尊重する点で共通する。 それらの裁量を、ブラック裁判官及びトマス裁判官は審査の対象外とするが、ハーラン裁判官は審 査の対象とした上で生徒側に立証責任を負わせ、踰越、濫用の審査を行うとする。

2. 2. 5. ティンカー事件判決の射程を限定する考え方

スチュアート裁判官は、フォータス裁判官の法廷意見を概ね支持するが、子どもの能力の不十分 さに伴う限定された領域に州による制約を認める点で⁹⁶、この見解の萌芽がうかがわれる。生徒の 人権が制約される場合には司法審査を躊躇しないとするフォータス裁判官等の見解と比べれば、生 徒の表現を学校が制約する裁量を、一定の要件の下に認める枠組みを形成したといえる。その後、 フレイザー事件判決におけるバーガ裁判官の「公立学校生徒の憲法上の権利は、異なる状況下では 大人の権利と自ずから同一の範囲にならない⁹⁷」という論理に受け継がれた。バーガ裁判官は、ま ず「民主制の維持に必要な基本的価値の(教え込み)」という公教育の目的のために、生徒の表現 が一定の不適当な様式に該当する場合に州は生徒を懲戒でき、それは憲法に制約されないとする⁸⁶。 そして、学校による教え込みの場面では生徒の表現の自由の射程が縮減しているので、憲法に反し ないという理論構成をとる。さらに、ティンカー事件判決におけるブラック裁判官の主張を本件に 関係づけ、「学校の基本的な教育的使命」を蝕む言論を認めないことは、修正第1条に反しないと した⁹⁹。これは、ティンカー事件判決における生徒の表現の自由と教育委員会・学校の裁量の調整 という判断枠組みを前提としながらも、「学校環境の特性」に照らして、学校内における生徒の表 現に関する憲法の保障範囲を大人より限定する。例えば、基本的な教育的使命に基づく「価値の教 え込み | の場合は学校の裁量が尊重されるとする。ティンカー事件判決の射程を限定するこの見解 は、その後ヘイゼルウッド事件判決のホワイト裁判官の法廷意見100に引き継がれ、さらにロバーツ 裁判官によって前述のように明言されたのである101。なお、スティーヴンズ裁判官は、ティンカー 事件、ピコ事件、ヘイゼルウッド事件の法廷意見(相対多数意見)に同調するものの、「教育的使命」

⁹⁵ Morse, 551 U.S. at 422 (Thomas, J., concurring).

⁹⁶ Tinker, 393 U.S. at 514-15 (Stewart, J., concurring).

⁹⁷ Fraser, 478 U.S., at 682.

⁹⁸ *Id.* at 681-82.

⁹⁹ *Id.*, at 685.

 $^{^{100}}$ $\,$ Kuhlmeier , 484 U.S. at 267.

¹⁰¹ *Id.*, at 406.

に基づく制約をする場合には、生徒に修正第1条及び修正第14条に基づく適正手続きによる人権を 保障すべきという観点から、フレイザー事件及びモース事件では反対意見を述べている¹⁰²。

2.2.6.ブレナン裁判官の教育委員会・学校の裁量に対する司法審査の論理構造

ピコ事件判決におけるブレナン裁判官の法廷意見は、教育委員会・学校の管理・運営による制約と生徒の表現の自由の調整場面を、修正第1条により裁量自体が制限される場合と裁量を認めた上で踰越が審査される場合とに区分する。生徒の表現行為が修正第1条により保障されるべき場合は、憲法により羈束されティンカー基準により合憲性が審査されることになる。他方、そうでない場合、「学校制度の日常の運営において生ずる紛争の解決に干渉」するべきではないと、教育委員会・学校の裁量を尊重する¹⁰³。その上で、「基本的な憲法上の価値」がその紛争と「直接的かつはっきりと関係する」場合、教育委員会・学校が裁量権を踰越しているかを審査する。その踰越は、その行為の背後にある動機付けにより判断されると述べる¹⁰⁴。

ここで、ピコ事件判決におけるブレナン裁判官の法廷意見は、ティンカー基準を使用しないで合憲性判断を行っている 105 が、フレイザー事件判決の同意意見 106 やヘイゼルウッド事件判決における反対意見 107 と論理的整合性をどのように理解するべきかが問題となる。ブレナン裁判官にとって、ピコ事件は、教育委員会による学校図書館の蔵書の除去が裁量権の踰越となるかが争点であった 108 のに対し、他の事件は、生徒の表現に対する教育委員会・学校の制約が修正第 1 条に反しないかという裁量権の限界が争点であったのである 109 、 110 。

See Fraser, 478 U.S. at 691-92 (Stevens, J., dissenting); Morse, 551 U.S. at 434 (Thomas, J., concurring).

¹⁰³ Pico, 457 U.S. at 866.

¹⁰⁴ *Id.*, at 869-71 (plurality opinion).

 $^{^{105}}$ 蔵書を除去した背後の動機を基準に裁量権の踰越に当たるかを審査すると述べる。 $\emph{Id.}$, at 868-89.

Fraser, 478 U.S. at 687-90 (Brennan, J., concurring in the judgment). なお、ユドフは、「ブレナン裁判官のピコ事件判決の法廷意見をティンカー事件の判決のハーラン裁判官と同じ基準を用い、教育の使命に社会化を含めた。そして、ティンカー事件判決から発展させたが生徒の個人的な表現にティンカー基準を適用するに至っていない。一方、フレイザー事件判決は、ティンカー事件判決への正面からの攻撃がないため無関係である」と評価する。See Mark G. Yudof, Tinker Tailored; Good Faith, Civility, and Student Expression, 69 St. JOHN'S L. REV.365,371-74 (1995).

¹⁰⁷ Kuhlmeier, 484 U.S. at 277-91 (Brennan, J., dissenting).

¹⁰⁸ *Pico*, 457 U.S. at 861-63 (plurality opinion).

See Fraser, at 688 (citing Tinker, at 506); Kuhlmeier, 484 U.S. at 288.

¹¹⁰ ティンカー事件判決の射程を限定する見解に立つ裁判官にとっても、ピコ事件は教育委員会に裁量が認められる事案であったため、ティンカー事件判決の例外ではなく射程外の事案と思われる。したがって、ホワイト裁判官は、学校図書館から本を除去することは教育委員会の裁量の範囲内である点で法廷意見に同意しSee Pico, 457 U.S. at 883-34 (White, J., concurring)、バーガ首席裁判官も学校に裁量を認めた上で、法廷意見の判断基準の有効性に異議を唱えた。See Pico, 457 U.S. at 889-90 (Burger, C.I., dissenting).

2. 2. 7. 教育委員会・学校の裁量に対する各見解の比較

第1に、生徒の表現の自由に対する教育委員会・学校の制約根拠に関する理論について比較する。ティンカー事件判決を否定する見解では、例えばモース事件判決のトマス裁判官の同意意見は、根拠を親代わり論に求める 111 。これに対して、ティンカー事件判決の射程を限定する見解のアリト裁判官は委任の論理に基づくことはできない 112 と述べ、「学校環境の特性」及び「学校設定の特性」により個別に制約が根拠づけられなければならないと批判する 113 。ティンカー事件判決の射程を限定しない見解においても、同様に修正第1条は「学校環境の特性」に照らして適用されると述べられている 114 。各見解における「学校環境の特性」の具体的な内容は後述する。

第2に、生徒の人権の保障範囲について比較する。ティンカー事件判決を否定する見解のなかでブラック裁判官は生徒の人権を学校内で否定しない点でトマス裁判官と意見を異にしている¹¹⁵。ティンカー事件判決の射程を限定する見解は、異なる環境では大人と同じ範囲ではないと、生徒の人権の保障範囲を限定する¹¹⁶。これに対して、ティンカー事件判決の射程を限定しない見解は、このように生徒の人権の保障範囲を限定せず、学校の管理・運営権限と衝突した場合に調整する立場をとる¹¹⁷。フォータス裁判官は、「校門で放棄するとはとても論じ難い¹¹⁸」と生徒に表現の自由を認め、ブレナン裁判官とともに生徒の表現の自由と学校権限との調整問題として扱った。

第3に、司法審査の仕方を比較する。まず、ティンカー事件判決の射程を限定しないフォータス 裁判官は、ティンカー基準により学校による制約の合憲性を判断すると思われる。また、ブレナン 裁判官は、修正第1条が教育委員会・学校の裁量を制限する場合にはティンカー基準で判断し、ピ コ事件のように裁量の問題とされる場合、権限の踰越を動機の基準によって判断する。一方、ティ

¹¹¹ See Morse, 551 U.S. at 422 (Thomas, J., concurring).

¹¹² See Morse, 551 U.S. at 424-25 (Alito, J., concurring). さらに、チェメリンスキーは、生徒も自律的に自己表現する権利を有するにもかかわらず、生徒の言論の重要性を過小評価し、生徒の言論を制約する政府の利益を過大評価しているとこの見解を批判している。See Erwin Chemerinsky, How Will Morse v. Frederick be Applied?, 12 Lewis & Clark L. Rev. 17, 23 (2008). なお、トマス裁判官は歴史的に州及び学区教育委員会の裁量が尊重されてきた論拠として多数の下級審判決を示すが、合衆国最高裁でそれが承認されたという証拠が提示できていないと、ベルが指摘している。See Justin Lee Bell, Morse v. Frederick: A Dubious Decision Shows a Need for Judicial Restraint by the Supreme Court, 53 S. D. L. Rev. 100, 133-34 (2008).

¹¹³ See Morse, 551 U.S. at 424-25 (Alito, J., concurring).

See Tinker, 393 U.S. at 506. なお、ティンカー事件判決におけるフォータス裁判官の法廷意見に対しては、修正第1条の権利は「学校環境の特性」に照らして適用されなければならないと述べたにもかかわらず、「学校環境の特性」を明確にしていない。「学校環境の特性」に執着しておらず、特別な性格を明確にすることを怠っているという批判がある。See David A. Diamond, The First Amendment and Public Schools: The Case Against Judicial Intervention, 59 TEXAS L. REV. 447, 483 (1981).

 $^{^{115}}$ See Tinker, 393 U.S. at 524 (Black, J., dissenting); Morse, 551 U.S. at 418-19 (Thomas, J., concurring).

¹¹⁶ See Fraser, 478 U.S. at 682.

¹¹⁷ スチュアート裁判官は、ティンカー事件判決における同意意見の中で広範な教育活動を緻密に分析せずに導いていると批判している。 *See Tinker*, 393 U.S. at 514-15 (Stewart, J., concurring).

¹¹⁸ *Id.* at 506.

ンカー事件判決の射程を限定する見解は、教育課程外の生徒の個人的な政治的表現については、ティンカー基準を適用し、それ以外の場合は学校側の制約根拠及び生徒の表現活動の性質に応じて考慮すべき事項及び判断基準を探求し、制約目的と手段との合理的関連性を審査する¹¹⁹。他方、ティンカー事件判決を否定する見解では、教育委員会・学校の決定内容を、ハーラン裁判官以外は連邦裁判所の司法審査の対象とせず、ハーラン裁判官はその裁量権の踰越・濫用を審査する。

第4に、立証責任の観点から比較する。ティンカー事件判決の射程を限定しない見解では、例えばマーシャル裁判官の見解によると、原則として生徒に表現の自由が保障され、訴訟において、生徒の表現が教育を妨害したことを学校に立証させることになる。他方、ティンカー事件判決を否定する見解では、例えばハーラン裁判官の見解によると、原則として学校の裁量が認められ、学校側に実質的混乱の立証は求められず、他方で、生徒が、規制が正当な教育上の関心に基づいていないと証明できた場合に裁量権の踰越又は濫用が認められることになる。これに対して、ティンカー事件判決の射程を限定する見解では、例えばバーガ裁判官の見解によると、「民主制の維持に必要な基本的価値」の教え込みのために学校が生徒の表現を制約する場合は、生徒側が教育委員会・学校の権限の踰越による人権侵害の立証責任を負い、学校の秩序維持の目的で学校が生徒の表現の自由を制約する場合は、実質的混乱の基準による立証責任を学校側が負うと考えていると思われる。

3. 教育委員会・学校の裁量と審査基準

3.1. 合衆国最高裁判決の状況

学校環境の範囲は広く、それに伴い生徒の表現の制約を伴う範囲も広範である。生徒の表現の自由の保障に関して修正第1条が「学校環境の特性」に照らして適用されるとの文言が、ティンカー事件判決で初めて使用され、フレイザー事件判決を除く¹²⁰残り3つの判決で使用されている。しか

¹²⁰ 公立学校の生徒の人権は「異なる環境」で大人と同じ範囲で保障されるわけではないと、異なる表現を使用するが、実質的に同じ意味と考えられる。*See Fraser*, 478 U.S. at 682.

し、その内容が明確に定義されずに使用されているため、判断の違いを生む原因となっているのではないかと考えられる。そこで、生徒の表現に関する合衆国最高裁の判決上「学校環境の特性」が どのような意味で使用されているかを明らかにする。

3. 2. ティンカー事件判決の射程と学校環境の特性の関係

教育委員会・学校と生徒の関係は、教育を受ける権利を有する権利者とそれに保障責任を負う国家(州)の関係にある¹²¹。そして、学校の使命を全うするために教育委員会・学校に課された責任から導かれる構成員(教職員及び生徒)の権利を擁護する利益、生徒間の表現の自由な交流の利益¹²²が「学校環境の特性」を通じて様々な関係として理解されている¹²³。

ティンカー事件判決におけるフォータス裁判官の法廷意見は、学校内でも生徒の人権は保障され、学校環境の特性により調整されると述べる。また、ブレナン裁判官は、フレイザー事件判決における同意意見において、学校環境の特性を「教育及び市民的対話の維持」と具体化した。さらに、ピコ事件判決法廷意見において、「学校図書館の特性」を「自由の主要な場所」とし、修正第1条により生徒の情報と思想を受領する権利を認めた¹²⁴。さらに、マーシャル裁判官は、意図する内容が異なるが、ティンカー事件判決の射程を限定するスティーヴンズ裁判官と同じ「教育的使命」を使用している。

一方、ティンカー事件判決の射程を限定する見解のスチュアート裁判官は、囚われの聴衆のように表現の自由の前提となる個人的選択の権利をあまりもっていない環境に生徒がいることを挙げる¹²⁵。さらに、モース事件判決におけるアリト裁判官の同意意見は、公立学校における言論の自由の日常的な制約は、学校設定の特性に基づかなければならない、また、生徒が所定の時間同じ空間に収容される義務を負う学校環境の特性から、生徒の身体の安全のために言論が暴力に至る前に介入する必要が認められる場合に限定して大きな権限を学校に与えるべきであると述べた¹²⁶。

このように、ティンカー事件判決の射程を限定しない見解は、「学校環境の特性」に生徒が市民的対話を自由に行える環境の維持を対象に含め、生徒の表現の自由の保障を根拠づける方向に使用することに特徴がある。他方、ティンカー事件判決の射程を限定する見解は、生徒の能力の未熟さを補う必要があることを対象に含め、表現の自由の制約を根拠づける方向に使用することに特徴がある。このように見解によって、「学校環境の特性」に異なる機能が付加されて使用されているこ

¹²¹ マッカーシー・キャブロン=マカベ、前掲注 (20) 32頁、兼子仁『教育法 (新版)』有斐閣、昭和53年、195 ~272頁参昭。

¹²² See Tinker, 393 U.S. at 684.

¹²³ See Id., at 684.なお、教育観の違いから説明を試みる研究は多い。前掲・注(12)参照。

¹²⁴ See Pico, 457 U.S. at 868-69.

¹²⁵ See Tinker, 393 U.S. at 514-15 (Stewart, J., concurring).

¹²⁶ See Morse, 551 U.S. at 424-25 (Alito, J., concurring).

とに生徒の表現の自由の保障範囲を不明確にする一因がある。

3. 3. 合衆国最高裁法廷意見における学校環境の特性

ティンカー事件判決は、「学校環境の特性」の内容を明らかにせずに¹²⁷「学校環境の特性に照らして修正第1条の権利は適用」されると述べた¹²⁸。また、フレイザー事件判決は、「公立学校の生徒の憲法上の権利が、異なる状況において大人の権利と同一の範囲ではない¹²⁹」と述べて、大人と生徒の人権保障の範囲の相違は「異なる状況」すなわち「学校環境の特性」に原因があることを述べた。そして、モース事件判決は、同じ内容でもパブリック・フォーラムであれば認められるが、学校管理下の活動中では学校環境の特性のほか議会及び教育委員会の方針に反映された「政府の利益」を根拠に生徒の言論を制約しうることを認めた¹³⁰。

以下、合衆国最高裁の法廷意見が、学校環境の特性をどのように具体的に示したかについて述べる¹³¹。第1に、「一定の時間あるタイプの活動を目的として生徒を収容」し、その中で「生徒の間に個人の相互交流」を図ることを学校の教育課程の一部と評価している¹³²。第2に、学校における聴衆の特殊性を挙げている。学校では、生徒に出席義務を課し、信じ込みやすい性質の、一定の年齢層の子どものみで構成された囚われの聴衆¹³³の状態が恒常的に存続するため、地域社会とは一線を画する特殊性が存在している¹³⁴。第3に、正当な教育上の合理的配慮が生徒の学校共同体内の活動に常に及ぶことを挙げられている。他者の人権に配慮した発言をしなければならないとの民主制の基本的価値を生徒に教えるための制約は、修正第1条に反しない¹³⁵。第4に、違法薬物の乱用などの教職員及び生徒の安全への配慮が挙げられている¹³⁶。

3. 4. 検討

まず、本稿課題とした、合衆国最高裁がこうした問題に部分社会論を使用しているといえるかを

¹²⁷ ティンカー事件判決では、「学校環境の特性」の内容を明示せずに生徒の言論を尊重する判決が下されたが、 その後の合衆国最高裁の判決では、生徒の言論の制約を正当化する方向で使用されている。また、教育観に ついても多数意見と反対意見の間で対立が見られる。See Tinker, 393 U.S. at 514-26.

¹²⁸ *Id.*, at 506.

¹²⁹ Fraser, 478 U.S. at 682.

¹³⁰ Morse, 551 U.S. at 408.

¹³¹ 日本においては土井真一が校則制定権の問題に際して「教育活動及び学校関係の特質」の憲法的評価に着目して、「学校関係を概括的に法の支配の原則の例外とすべきではなく、個別的問題ごとに、教育の特殊性に対する配慮が必要な範囲で、右原則に最小限度の緩和が図れるに留まるものと解すべきである」と述べている。土井真一「最新判例批評」判例時報1579号178頁参照。

¹³² See Tinker, 393 U.S.at 512-13.

¹³³ See Fraser, 478 U.S., at 685.

^{134 16}歳以下が含まれない日本の高校三年生に相当する学年団集会を除く。

¹³⁵ See Fraser, 478 U.S. at 681, 684.

¹³⁶ See Morse, 551 U.S. at 408.

検討する。ティンカー事件判決を否定する見解のうち、トマス裁判官及びブラック裁判官が、学校内で生徒は人権を認められない、又は、州の定める範囲内で学校の包括的な支配に服し司法審査の対象としないとしたことは、特別権力関係論的であるといえる¹³⁷。しかし、この見解に分類されるハーラン裁判官は、ブラック裁判官の見解を基礎に教育委員会・学校に自主自律性を認めつつも連邦憲法秩序との整合性を求め、制約が学校の正当な関心に基づくかによる司法審査に服するとする点で、部分社会論的¹³⁸であると評価できる。フォータス裁判官をはじめこれ以外の見解も、教育委員会・学校に包括的権限を与え自律的な運営を認めつつ、「特定の場合」に司法審査に服する¹³⁹とする点では、部分社会論的といえる。しかし、「特定の場合」を類型化し、それに即応した統制を行う点ではハーラン裁判官の見解と一線を画し、部分社会論よりも精緻な法理論を展開していると評価できる¹⁴⁰。

次に、教育委員会・学校の裁量に対する審査方法を検討する。ピコ事件判決の法廷意見においてブレナン裁判官は、生徒の表現行為が修正第1条によって保障されるべき場合は、憲法に羈束されティンカー基準により合憲性が審査されることになる、他方、そうでない場合、教育委員会・学校の裁量を尊重し、「『学校制度の日常の運営において生ずる紛争の解決に干渉』すべきではない「41」とした。その上で、「基本的な憲法上の価値」がその紛争と「直接かつはっきりと関係する」場合、教育委員会・学校が裁量権を踰越しているかを、その背後にある動機により審査する、と述べた「42。その他の事件にいかなる違憲審査基準を適用するかで見解が分かれた。ティンカー事件判決の射程を限定しない見解では、例えばブレナン裁判官は、ピコ事件を除き、ティンカー基準で判断すべきとしている(モース事件には参加していない)。これに対して、射程を限定する見解では、例え

¹³⁷ アメリカにおいては教育の管轄が州にあること、教育委員が公選であることから日本より教育委員会の独立性が高い。「学校共同体」と呼ばれたりする。See Keyishian v. Board of Regents, 385 U.S. 589, 603.日本における伝統的な特別権力関係は、①包括的支配、②権利、自由を法律の根拠なく制約できること、③原則として司法審査が排除されることを特徴とする。芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』(有斐閣、1994年)246~250頁参照。

¹³⁸ 田中耕太郎は、社会の多元性を根拠にその社会内の法規範を説いている。田中耕太郎『法律学概論』(学生社、1953年)20~23頁参照。また、最高裁は、大学の単位認定の事案において一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部問題にとどまる場合は司法審査の対象としないと述べた。最三小判昭和52年3月15日民集31巻2号234頁参照。なお、ユドフは「ブラック裁判官の見解では、学校は、州によって設置され(た)・・・、部分社会(limited community)である」と評価している。Yudof, subra note 11, at 368.

¹³⁹ アメリカの教育制度上、州、教育委員会に教育に関する包括的な権限があり、自律的に法律および規則が制定されていることから、連邦憲法との関係では直接的には裁量論の問題とならない。*See, Tinker*, 393 U.S.at 507.

 $^{^{140}}$ なお、ユドフは、ティンカー事件以降の判決はハーランの見解に接近していると評価している。 See Yudof, supra note 11, at 366.

Pico, 457 U.S. at 866 (plurality opinion).

¹⁴² ブレナン裁判官は、フレイザー事件及びヘイゼルウッド事件を学校の裁量権と修正第1条の調整場面と捉えている。 *See Fraser*, 478 U.S. at 689 (Brennan, J., concurring in the judgment) : *Kuhlmeier*, 484 U.S. at 283-84, 288 (Brennan, I., dissenting).

ばアリト裁判官は、生徒の表現の修正第1条保障の中核からの距離により審査の厳格度をスライド し、制約目的が学校環境及び学校設定の特性に基づくか、及び、制約の目的と手段との間に関連性 を求める、審査方法を採用する。

おわりに

以上、生徒の言論を制約する教育委員会・学校の裁量に関する合衆国最高裁の5つの判決を検討 してきた。これらすべてに教育委員会・学校の裁量を尊重し司法判断すべきではないという見解も あったが、少数意見にとどまっている。残りの見解は、ピコ事件を学校図書館の蔵書の除去には教 育委員会の裁量がありその裁量の踰越が争点であったもの、他の事件を教育委員会・学校の裁量が 修正第1条に反するかが争点であったもの、と位置づける。ピコ事件判決では、裁量の踰越をその 背景の動機により審査する基準が提示された。フレイザー事件は、学校内集会における生徒の演説 の方法が不適切であったことを理由にした停学等が争われた。ヘイゼルウッド事件は、学校が主催 する学校新聞において生徒が執筆した記事の主題及び内容の検閲が争われた。モース事件は、学校 管理下の校外活動において生徒が個人的に作成した違法薬物の使用を唱導すると解釈できる表現行 為を理由にした停学が争われた。ピコ事件及びヘイゼルウッド事件以外の事件は、生徒の表現を理 由にした停学が争われた¹⁴³。残りの見解は、これらの事件を学校の裁量と生徒の表現の自由との調 整問題と捉える点で一致しているが、各事件に適用すべき審査基準について意見が分かれた。ティ ンカー事件判決の射程を限定しない見解は、「物理的に授業を混乱させ若しくは実質的な無秩序を 伴う又は他人の人権を侵害する」ことの合理的予見の有無で審査すべきと主張する。他方、限定す る見解は、フレイザー事件は表現方法に対する制約のゆえに通常基準で、ヘイゼルウッド事件は学 校に編集の裁量が認められるゆえに検閲が正当な教育的関心との合理的関連性で、モース事件判決 は生徒の安全のために厳格審査基準で判断されやむにやまれぬ政府の利益が認められた。手続き的 観点からは、スティーヴンズ裁判官がフレイザー事件判決及びモース事件判決において、生徒に修 正第1条及び修正第14条に基づく適正手続きの権利を保障すべきとの反対意見を述べている。

このように、彼らの議論は、かつて学校教育制度により司法権から自律的社会として裁量が尊重されてきた領域に、生徒の人権を認めた上で裁量との調整を精緻化するものと評価し得よう。

今後、以上の議論を踏まえて、インターネット等を使用したいじめに対する学校の懲戒の合憲性

¹⁴³ 日本の学校教育法第35条1項は、出席停止を命じうる場合を以下の事項に限定している。「一 他の児童に 傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為、二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為、三 施設 又は設備を損壊する行為、四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」と定めている。これは、ブレナ ン裁判官の見解に近く、ティンカー基準を法定化しているともいえる。なお、合衆国最高裁は、「もしこれ が容認され、記録に残されるとすれば、この罪責は高等教育や将来の雇用の機会を妨げるとともに、同輩の 生徒や教師の中での立場をひどく損なう」ので、停学が憲法上の自由にかかわるとして、修正第14条の適正 手続きが生徒にも最小限に認められるとした。See 419 U.S. 565, 574-575 (1975).

の問題を考察してきたいと考えている。しかしながら、生徒のインターネット上の表現への教育委員会・学校による規制について合衆国最高裁の判断が未だにないため、下級裁判所における違憲審査の在り様を分析する予定である。これにより、教育委員会・学校の裁量に対する憲法に基づく統制の精緻化を目指したい。インターネット等を使用したいじめに対して、教育委員会・学校が委縮せずに有効な措置を講じる指針となるものを示すことができればよいと考えている。